御前崎市森林整備計画書

計画期間

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 16年 3月 31日

静岡県 御前崎市

はじめに

御前崎市森林整備計画(以下、「本計画」という。)は、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めるものです。

また、本計画は森林法(以下「法」という。)第10条の5の規定により、県が定める天竜地域森林計画に適合しており、森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして本市市長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める天竜地域森林計画の対象森林です。県が本計画の樹立以降に天竜地域森林計画が変更になり、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更になったとみなします。

その際、新たに計画対象森林に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容とみなします。

I 伐	採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項				
第1	森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	1
第2	森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	1
1	森林の機能と望ましい姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	1
2	森林整備の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	3
3	地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	7
4	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	10
第3	森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•		12
1	森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進・・・・・・	•	•	•	12
2	森林施業の共同化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	12
3	林業に従事する者の養成及び育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•			12
Ⅱ森	林整備の方法に関する事項				
第1	伐採に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•		•	13
1	伐採の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			•	13
2	標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•			16
3	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			•	16
第2	造林に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-			16
1	人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				16
2	天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-			19
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・	-			21
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準・・・・	•	•		22
第3	間伐・保育に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				23
1	保育の作業種別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•		23
2	間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法・・・・・・				23
3	計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林・・・・・・				25
第4	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項				26
1	作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•			26
2	その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・	•	•		28
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・	•			29
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針・	•			29
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策		•	•	29
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項・・・		•	•	29
4	森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	29
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	29
1	森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	29
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・	•	•	•	29
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	29
第7	その他森林整備に関する必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	30
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	30
2	林業機械の導入の促進に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	31
3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項 ・・・・・		•	•	31

Ⅲ 森木	林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	
第1	森林の病害虫の駆除又は予防の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
1	森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
2	森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
第2	鳥獣による被害対策の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
1	鳥獣害防止森林区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
2	鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
3	その他鳥獣に関する森林被害対策の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
4	- 鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認等 ・・・・・・・・・・・・・	33
第3	林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
第4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の手続き・・・・・・・	33
第5	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
1	病害虫の被害対策を実施すべき林分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
2	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
Ⅳ 森	林の保健機能の増進に関する事項	
第1	保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
第2		35
第3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
1	森林保健施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
2		36
第4	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
	の他森林の整備のために必要な事項	
第1	森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
1	森林経営計画の記載内容に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	37
第2		37
第3		37
第4	森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第5		37
1	地域住民参加による取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
2	上下流連携による取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第7	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
1	施業の制限を受けている森林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
2	森林の土地の保全に関して留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
3		38
4	環境保全等の観点から保全すべき森林に関する事項 ・・・・・・・・・・	39
5	公有林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
6	良好な森林景観の形成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 (法第10条の5第2項第1号及び第5号)

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持 造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等 を定める。

第1 森林整備の現状と課題

本市は、静岡県の天竜地域の東南端部に位置し、総面積は 6,557ha のうち、本計画の対象森林面積は 1,619ha で、総面積の約 25%を占めている。このうち、人工林は、クロマツが 116ha、スギやヒノキが 275ha で、人工林率は 24%である。また、人工林は市内各地区に分散しており、施業の集約化が行いにくい状況である。

しかし、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等、公益 的機能の重要性は益々高まってきていることから、人工林の間伐推進及び住宅地周辺 の森林の整備を積極的に実施することとする。

また、森林整備を促進するためには、木材の積極的な利用が必要なことから、御前崎市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針(平成24年12月15日策定)に基づき、可能な限り木造化又は内装の木質化を図り、市が率先して木材利用に取り組むとともに、市内での木材利用を促進する。

第2 森林整備の基本方針

1 森林の機能と望ましい姿

森林の持つ様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能/土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は人々の生活や、周囲の環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を表1-1に示す。

表1-1 森林の機能と望ましい森林の姿

機能		働き	機能発揮の上から望ましい森林の姿
木材等生産機能		木材等の資源を生産する。	林木の生育に適した森林土壌を有している。適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が高い。林道等の生産基盤が適切に整備されている。
	水源涵養機能	水資源を保持し、渇水 を緩和するとともに、 洪水流量等を調節す る。	水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有している。下層植生とともに樹木の根が発達している。
	山地災害防 止/土壤保 全機能	自然現象等による土 砂崩壊、土砂流出等の 山地災害の発生、その 他表面侵食等山地の 荒廃を防止し、土地を 保全する。	樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れている。適度な光が差し込み、下層植生が発達している。必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている。
公益的	快適環境形成機能	強風や飛砂、騒音等から生活環境を守り、快 適な生活環境を形成する。	・ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、 遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。
機能	保健・レク リエ-ショ ン機能	保健、教育活動に寄与する働き、自然環境を 保全・形成する。	多様な樹種等からなり、住民等に憩いと 学びの場を提供している。身近な自然とのふれあいの場として適 切に管理されている。必要に応じて保健活動に適した施設が 整備されている。
	文化機能	自然景観や歴史的風 致の構成要素となり、 優れた美的景観を形 成する。	・ 史跡・名勝等と一体となって潤いのある 自然景観や歴史的風致を構成している。・ 必要に応じて文化・教育的活動に適した 施設が整備されている。
	生物多様性 保全機能	地域の生態系や生物 多様性 の保全に寄与する。	原生的な森林生態系を保持している。学術的に貴重な生物種が生育・生息している。

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 森林の機能別の区域

表 1-1 に示した森林の機能を特に発揮する必要のある森林について、森林の機能の維持増進を図るための森林として、表 1-2 のとおり定める。

表 1-2 森林の機能別の区域

機能		森林の機能別の区域
木材等生産機能		木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「木材等生産機能維持増進森林」)
.,	水源涵養機能	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「水源涵養機能維持増進森林」)
公益的機能別	山地災害防止機能 土壌保全機能	山地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進 を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」)
別施業森林	快適環境形成機能	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推 進すべき森林 (以下、「快適環境形成機能維持増進森林」)
	保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「保健文化機能維持増進森林」)

(2) 森林施業の方法

森林の機能の維持増進を図るための森林における施業の方法(以下、「施業種」という。)を表1-3のとおり定め、施業種ごとの主伐の時期の下限を表1-3-2のとおり定める。

表1-3 施業の方法(施業種)

区域	施業種	主伐	間伐
木材等生産機能 維持増進森林 木材等生産機能維 持増進森林のうち、 特に効率的な施業 が可能な森林 (以下、「特に効率 的な施業が可能な 森林」)	通常伐期	Ⅱの第1に示す「伐採に関 する事項」のとおりとす る。	Ⅱの第3の1「間
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能 を高度に発揮させるため に、おおむね標準伐期齢に 10年加えた林齢以上とし、 その下限を表 1-3-2 に示 す。	伐を実施すべき標準 的な林齢及び標準的 な間伐の方法」に示 すとおりとする。
	長伐期	主伐の時期は、公益的機能 を高度に発揮させるため に、おおむね標準伐期齢の 2倍の林齢以上とし、その 下限を表 1-3-2 に示す。	
山地災害防止/土壤 保全機能維持増進森 林 快適環境形成機能維 持増進森林	複層林	Ⅱの第1の1(2)に示す「伐 採(主伐)の標準的な方法」 の育成複層林の項目のと おりとする。	複層林の造成後に 複層木の成長に は、上層木のの明る は、て、林内の明本の さが低下し下層本の 成長が抑制されるこ とから、下層木の適
保健文化機能維持増進森林	択伐による 複層林	伐採方法は択伐とし、Ⅱの第1の1(2)に示す「伐採 (主伐)の標準的な方法」 の育成複層林の項目のと おりとする。	確な大 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を

※ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林においては、表下段の施業種を適用するが、主伐の時期は下限値が高い方を適用する。例えば、「水源涵養機能維持増進森林」(施業種は「伐期の延長」)と「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」(施業種は「択伐による複層林」)の区域が重複した場合、伐期は「標準伐期齢に10年加えた林齢以上」。伐採率は「30%以下」とする。

表1-3-2主伐の時期(伐期齢)の下限

X1 0 1 1 NO 1/10 (NO 1/10)							
			植	対種 (林齢)			
施業種	スギ	ヒノキ	マツ	テーダ マツ	その他 針葉樹	コナラ	その他 広葉樹
通常伐期	40	45	35	30	50	15	25
伐期の延長	50	55	45	40	60	25	35
長伐期	80	90	70	60	100	30	50

- ※マツは、クロマツ及びアカマツを指す。
- ※複層林、択伐による複層林は、通常伐期と同様とする。
- ※標準伐期齢は、Ⅱの第1の表2-4を参照

(3) 森林の整備・保全の考え方

表 1-2 に定めた森林の機能の維持増進を図るための森林について、森林の整備及び保全の考え方を表 1-4 のとおり定める。

表 1-4 森林の整備・保全の考え方

区域		森林の整備・保全の考え方
木材等生産機能維持増進森林		 ・地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。 ・森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。 ・施業種は「通常伐期」とする。 ・木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林するよう努めるものとする。
	特に効率的な施業 が可能な森林	・木材の継続的生産による安定供給を促進するため、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。 ・施業種は「通常伐期」とする。
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	・ダム等利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、 保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進する。 ・施業種は、「伐期の延長」とする。
	山地災害防止/土 壌保全機能 維持増進森林	 ・山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・渓岸の侵食防止や山脚の固定等に必要な谷止工や土留工等の施設の設置を推進する。 ・伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る。 ・施業種は、原則「複層林」とし、特に、県民生活を守る機能を発揮させる必要がある森林は、「択伐による複層林」とする。ただし、適切な伐区の形状・配置により機能の確保が可能な森林においては、「長伐期」とする。
	快適環境形成 機能維持増進 森林	・生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。・風や潮の害を防ぎ、砂の移動を抑える働きをする森林では、皆伐を避ける。・松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側のマツ林で、広葉樹等への樹種転換が可能な森林は、積極的に樹種転換を進める。

	・地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びNPO等		
	との協働により、適切な保育・間伐を進める。		
	・施業種は、原則「複層林」とし、特に、快適な生活環境を形成する機能を発揮		
	させる必要がある森林では、「択伐による複層林」とする。		
	ただし、適切な伐区の形状・配置により機能の確保が可能な森林においては、		
	「長伐期」とする。		
	777772 - 7 - 0		
	保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。		
	・保健機能維持増進森林においては、間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かし		
	た混交林に誘導する。		
保健文化機能	・施業種は、原則「複層林」とし、特に、生態系や生物多様性を保全する機能を		
維持増進森林	発揮させる必要がある森林では、「択伐による複層林」とする。ただし、適切な		
	 伐区の形状・配置により機能の確保が可能な森林においては、「長伐期」とする。		
	・里山林については、生物多様性保全機能等を確保しつつ、適切な保育及び間伐		
	を推進する。		

3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

(1) 区域設定の基本方針

森林の機能別の区域について、区域設定の基本方針を表1-5のとおり定める。

表 1-5 区域設定の基本方針

区域		区域設定の基本方針
	才等生産機能 持増進森林	・地位が高く、緩傾斜で林道等から近い針葉樹人工林が多くの割合 を占める森林を面的に設定
	特に効率的な施業が可能な森林	・緩やかな傾斜地で、林道の近くに位置する効率的に木材生産を行 うことが可能な人工林を中心に設定 ・山地災害のおそれのある森林は対象としない
	水源涵養機能維持増進森林	・ため池等の周辺に位置する森林を面的に設定・水源かん養保安林に指定されており、地域の用水源となっている森林を面的に設定
公益的	山地災害防止/ 土壤保全機能 維持増進森林	・土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害の発生によって 人命・人家等施設への被害のおそれがある森林を面的に設定
機能別施業森	快適環境形成 機能維持増進 森林	・市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山の森林を設定・飛砂や潮害を防止する効果が高い海岸林を設定
林	保健文化機能 維持増進森林	・優れた自然環境や景観を有する高松神社や白羽神社周辺及び、御 前崎サンロード沿いの公有林の一部を設定

(2) 地域の目指すべき森林の姿

各地域において期待される森林の機能を踏まえた、目指すべき森林の姿は次のとおりとする。

ア 朝比奈、比木、新野地域

朝比奈、比木、新野地域にはため池が多く存在し水源涵養機能の必要性が高い地帯で、森林施業が行われていない森林も点在している。そこで、天然林については、不用木の除去等に心がけ、人工林については、再造林と保育、特に間伐の確実な実施を図る。また、豪雨や地震、病害虫等により荒廃した森林は、治山事業等により早期に復旧を図り、水源涵養の機能を十分に発揮させ維持した森林を目指すものとする。

イ 御前崎、白羽、佐倉、池新田、高松地域

御前崎、白羽、佐倉、池新田、高松地域には先人たちの努力によって守られてきた海岸防災林があり、風害防止・飛砂防止・潮害防備機能等が発揮されている。そこで、この機能を引き続き高度に発揮させるため、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や吸着能力が高い森林を目指し、また、浜岡砂丘に代表される美しい海岸の景観を地域住民や行政、企業が協働し、守り継承していくものとする。

なかでも、森の防潮堤においては、津波に対する減災効果の発揮や地域の防災意識の向上が見込まれており、本市においては、計画地域である白羽地域で、砂丘堤防を補強する形で市が基盤となる盛土を施工し、県が生育盛土と植栽を施工する森の防潮堤整備工事がすでに完了している。このため、将来的にも機能維持が図られるよう、植栽や植栽木の管理を県や地域住民と連携して行っていくものとする。

(3) 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、本市において特に森林の機能を発揮する必要のある森林とその施業種を表 1-6~7のとおり設定する。

表1-6 森林の区域 (機能別)

区分		森林の区域	面積(ha)
木材等生産機能 維持増進森林			0
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	特に効率的な施業が可能な森林		0
	水源涵養機能維持増進森林		1, 084. 31
施業森林公益的機能	山地災害防止/土壤保全 機能維持増進森林	別添御前崎市森林整備計画概要図のとおり	69. 88
森機林能別	快適環境形成機能維持増進森林		534. 24
,,,,	保健文化機能維持増進森林		23. 26

- ※1 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。
- ※2 重複して指定している森林があるほか、森林の機能の維持増進を図る森林の設定をしない森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

表1-7 森林の区域(施業種別)

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
通常伐期	<u> </u>	0
伐期の延長		1, 029. 56
長伐期	別添御前崎市森林整備計画 経営図のとおり	69. 34
複層林		13. 41
択伐による複層林		506. 85
合計		1, 619. 16

^{※1} 詳細な森林の所在は、付属の経営図を参照。

4 その他必要な事項

(1) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

該当なし

(2) 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例(平成18年静岡県条例第19号)第2条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図る。

ア 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表1-8のとおり定める。

イ 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的経済的社会的条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表1-8のとおり定める。

表1-8 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域及び整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	・ 伐採方法は皆伐又は間伐を原則とし、列状又は群状の伐採を基本とする。・ 伐採率は、本数換算でおおむね40%とし、本数換算で35%を下回らないこととし、かつ、材積換算でおおむね40%を上回らないこととする
森林の区域	【面積 189.60 ha】
特に樹種の多様性 増進を推進すべき 森林	広葉樹林等を対象とする伐採方法は、皆伐、択伐又は間伐とし、 伐採率は、材積換算でおおむね50%以内とする。竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とする。
森林の区域	【面積 59.28 ha】

(3) 竹林の取り扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大していることから、竹林の取り扱いを表 1-9 のとおり定める。

表1-9 竹林の取り扱い

	管理の目的	整備・保全の考え方	
資源として 整備、利用	• たけのこ、竹材の生産	生産目的に合わせた適正管理を 推進生産、流通、加工体制の整備利用技術の開発、バイオマス利用地域の特産品等としての活用	
竹林として 整備、保全	竹林の景観、文化、環境 形成機能等の保全竹林の防災機能の活用憩いの場、教育の場等として活用	目的に合わせた適正管理を推進管理体制の整備及び管理する人材の 育成体験教育等の機会を創出	
竹林としてではなく、森林の保全・再生を優先	森林景観及び環境の保全ふれあいの場、体験教育の場等として活用防災機能等の確保	竹林の拡大防止伐採や枯殺後、樹種転換ふれあい、体験教育等の機会を創出地域住民等との協働による森林づくり	

第3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体や地域の中核となる森林 所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託するなどして、面的にまとまっ た森林を対象に、林内路網の整備や主伐・再造林、利用間伐などの効率的な森林施 業を実行することに対して支援をする。

2 森林施業の共同化の促進

林業経営体等の関係機関と連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林施業の共同化を促進します。また、森林経営計画の作成や、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結を促進する。

3 林業に従事する者の確保及び育成・定着

効率的な木材生産を図るため、また、海岸林を守るための森林技術者等の人材の 育成を支援していく。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

- 第1 伐採に関する事項(法第10条の5第2項第2号)
 - 1 伐採の方法
 - (1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表2-1のとおり整理する。

表 2-1 立木竹の伐採の方法

区分	指 針		
主伐 (更新を伴う伐 採)	 主伐のうち、択伐以外のもの。 気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことに配慮して行うもの。 適切な伐採区域の形状 1箇所あたりの伐採面積の規模 伐採区域のモザイク的配置 伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯を設け適確な更新を図るもの。 		
	 主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。 適切な伐採率とは、材積伐採率30%以下とする。ただし、伐採後の造林が植栽による場合は40%以下とする。 		
間伐 (更新を伴わな い伐採)	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を 伐採しておこなうものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉 鎖するもの。		

(2) 伐採(主伐)の標準的な方法

伐採(主伐)の標準的な方法を、施業区分別に表2-2のとおり定める。本市内の森林を伐採(主伐)するに当たっては、ここで定める伐採の方法に従い、適切に行う。

また、施業区分(育成単層林、育成複層林、天然生林)の考え方を表 2-3 に示す。

表 2-2 伐採(主伐)の標準的な方法

施業区分	指針
共通事項	(大採に関する基本的な指針は以下のとおりとする。適正な伐採とは森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものをいう。 (大採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないよう、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものする。 (林地の保全及び公益的機能を考慮し、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。 (伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。 (対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。 (野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。 (「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月
	16 日 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知)、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等を踏まえ、林地保全に努めるものとする。 • 花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を加速化します。
育成単層林	育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。 ・皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。 ・更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行います。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11月から3月に伐採するものとする。 ・育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採を行えるものとする。 ・伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に配慮して行うものとする。

	• 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の 維持等のため、必要に応じて保護樹帯を設置するものとする。
育成複層林	育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。
	• 伐採の方法は、材積率 70%以下の伐採を基本とする。また、周辺 の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な 面積において、材積率 70%以上の伐採を行えるものとする。
	• ただし、施業種を「択伐による複層林」とした区域においては、下記のとおりとする。 ア 伐採後に人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は40%
	(材積率)を上限とする。 イ 伐採後に天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、 種子の結実や飛散状況等を勘案して伐採率を決めるも
	のとし、伐採率は30%(材積率)を上限とする。隣接して広葉樹林が残存している森林等は、天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとする。
天然生林	主伐にあたっては、育成単層林施業及び育成複層林の項目に準ずる。

表 2-3 施業区分の考え方

施業区分	考え方
育成単層林	森林の一定のまとまりを一度に伐採した後、人為※1により成立した、単一の樹冠層で構成された森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。
育成複層林	森林を択伐※2等により部分的に伐採した後、人為※1により成立した、複数の樹冠層※3で構成された森林(施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む)。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
天然生林	主として天然力を活用する _{※4} ことにより成立した森林。例えば天然 更新による、シイ・カシ等からなる森林

- ※1 「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし、刈り払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
- ※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年~数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)すること。間伐との違いは、伐採後に再造林が伴うこと。
- ※3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。
- ※4 「主として天然力を活用する」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育すること。

2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表2-4のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する 指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採 を義務付けるものではない。

表 2-4 標準伐期齢

			樹	種 (林	齢)		
地区	スギ	ヒノキ	マツ	テーダマッ	その他 針葉樹	コナラ	その他 広葉樹
全域	40	45	35	30	50	15	25

(注) マツはクロマツ及びアカマツを指す。

3 その他必要な事項

高齢級のテーダマツについては、風倒害のリスクを考慮し、必要に応じて伐採 を検討する。

第2 造林に関する事項(法第10条の5第2項第3号)

- 1 人工造林に関する事項
- (1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表2-5のとおり定める。

表 2-5 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ

- (注1) スギ、ヒノキ等の苗木の選定にあたっては、成長に優れたエリートツリーをは じめとする花粉の少ない苗木の増加に努めるものとする。
- (注2) クロマツを植栽する場合は、マツノザイセンチュウに対する抵抗力が認められたものが望ましい。
- (注3) 定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市の農林水産課と 相談の上、適切な樹種を選択するものとする。
- (注4) テーダマツの植栽においては、風倒害のリスクが高い場所や、貴重な動植物・ 生態系が確認されている場所を避けること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表 2-6 に定める。なお人工造林の実施にあたっては、 花粉症対策に資する苗木の植栽に努めるものとする。

表 2-6 人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,000~3,500 本/ha	
<u> </u>	疎仕立て	2,000本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,000~3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
テーダマツ	中仕立て	2,500本/ha	
マツ	中仕立て	3,000 本/ha	
広葉樹	中仕立て	3,000 本/ha	
シャリンバイ	中仕立て	3,000 本/ha	
ウバメガシ	中仕立て	3,000 本/ha	
マサキ	中仕立て	3,000 本/ha	
トベラ	中仕立て	3,000 本/ha	
エノキ	中仕立て	3,000 本/ha	
モチノキ	中仕立て	3,000本/ha	

⁽注1)表2-6に示す標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、市の 農林水産課と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

⁽注2) 現地状況や地形等を考慮し、上記植栽本数を植栽することが困難な場合は、1,000 本/ha を下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができる。

⁽注3) 海岸防災林においてはその立地等の条件により、3,000 本~10,000 本/ha を植 栽できる。

イ 人工造林の標準的な方法

効率的な造林や、成長に優れた方法を、表2-7に定める。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続して行う一貫作業システムの導入等の効率的な造林、成長に優れたエリートツリー苗木の活用や低密度植栽などによる「低コスト主伐・再造林」を推進する。また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉の少ない苗木の増加に努めるものとする。

ただし、奥山等のため継続的な資源の循環利用が困難な場合等は、スギ・ヒノキ以外の樹種への転換に努めることとする。

表 2-7 人工造林の標準的な方法

	標準的な方法				
	(赤平町なり)な				
区分	育成単層林	育成複層林			
地拵え	植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。	_			
更新	原則として植栽とする。植付けは、気象その他の立地条件 及び地域の標準的な方法を考慮し てその方法を定め、適期に実施す る。	 原則として樹下植栽とする。 隣接して広葉樹林が残存している 林地等では、天然更新による広葉樹 の導入も考慮する。 植栽本数は、表 2-6 に示す標準的 な植栽本数に上層木の材積伐採率 を乗じた本数以上とする。 			

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林による森林の伐採跡地については、表2-8に定める期間内において 早期に更新を完了するものとする。

表 2-8 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内
択伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土 壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な 更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表2-9のとおり定める。

表 2-9 天然更新対象樹種

我 2 0 人然又称内含烟笙				
天然更新対象樹種				
天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、ヤシャブシ、 ハンノキ類 クマシデ、アカシデ、ムクノキ、エノキ、クスノキ シロダモ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ ミズキ、イスノキ、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類 イイギリ、リョウブ、クサギ、オニグルミ クロガネモチ、ハリギリ			
ぼう芽による更新 が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ、カシ・シイ類、ケヤキ ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類 カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ			

(注)「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林(根元直径 40 cm以上、おおむね80年生以上)は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表 2-10 に定める。

なお、天然更新の期待成立本数等は、表 2-11 のとおりとする。

また、天然更新に当たっては、必要に応じて表 2-12 に定める天然更新補助作業を実施する。併せて、シカ等の食害が予測される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を実施するものとする。

表 2-10 天然更新の標準的な方法

自然に推移させると適確な天然更新が困難な場合は、表 2-12 に定める天然更新補助作業を実施する。

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上で行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。
ぼう芽更新	根株からの発芽(ぼう芽)、成長によって図られる更新。 ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、植込み等の天 然更新補助作業を行うこと。

表 2-11 天然更新の期待成立本数等

区分	本数
期待成立本数	6,000 本/ha

表 2-12 天然更新補助作業

天然更新補助作業	標準的な方法			
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている 箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。			
刈出し	ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。			
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分 な箇所においては、必要な本数を植栽する。			
芽かき (ぼう芽整理)	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数4~5本を目安としてぼう芽整理を行う。 2回目は4年目に実施し、1株当たりの仕立て本数は2~3本とする。			

(3) 天然更新完了の基準

天然更新を図る森林においては、皆伐後5年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

ア 調査の方法

- a 明らかに天然更新している場合は、目視とする。
- b 目視による判断がつかない場合は、原則としてプロット調査による。 プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。
 - (a) プロットの大きさは、 $5 \,\mathrm{m} \times 5 \,\mathrm{m} \,(25 \,\mathrm{m}^2)$ とし、 $2 \,\mathrm{箇所以上設け}$ る。
 - (b) プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所 を選択する。

(c) 対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。(後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す。)

イ 天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を表 2-13 のとおり定める。

表 2-13 天然更新の完了基準

項目	基準
完了の基準	・天然更新すべき立木 (表 2-9 で定める樹種で 2m以上のもの) の本数が、期待成立本数の3割以上で、かつ均等に生育している状態であること。 ・プロット調査においては、すべてのプロットが基準を満たしている。
天然更新すべき立木 の本数の 下限値	・期待成立本数の3割(=1,800本/ha) ・ただし、気象や土壌等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000本/haを下限とすることができる。

ウ 基準を満たしていない場合の対応

- a 確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合には、伐 採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から換算して1年以内に、天 然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる又は植栽を行うもの とする。
- c 気象や土壌等の条件により(ウ)の基準にあてはまらない場合は、伐 採前の森林又は周辺の森林を参考にし、1,000本/haを下限として天然 更新すべき立木の本数を定める。

(4) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要がある。このことから、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新を完了させるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び所在

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、既往の主伐箇所における更新状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を考慮して、伐採後の適確な天然更新が期待できないと認められる森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として表 2-13 に定める。

また、表 2-13 にかかわらず、5 ha 以上の人工林の皆伐範囲の更新地は植栽を原則とする。

表 2-14 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積(ha)	備考
該当なし		

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のと おり定める。

(1)更新にかかる対象樹種

法第10条の9第4項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種 を植栽するものとする。

ア 人工造林の場合

表 2-5 に定める樹種とし、表 2-15 に再掲する。

イ 天然更新の場合

表 2-9 に定める樹種とし、表 2-15 に再掲する。

表 2-15 更新にかかる対象樹種

2(= 10) 2(1) (= 11) 1	10 火利にパイパインスドインスドが側性				
更新方法	対象樹種				
人工造林	スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、クヌギ、コ ナラ、イマメ、ヤマモモ、ケヤキ				
天然更新	スギ、ヒノキ、マツ類、ヤシャブシ、ハンノキ類 クマシデ、アカシデ、ムクノキ、エノキ、クスノキ シロダモ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ ミズキ、イスノキ、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類 イイギリ、リョウブ、クサギ、オニグルミ クロガネモチ、ハリギリ、イヌシデ、クリ、ナラ カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ カツラ、クロガネモチ				

(2)生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は 6,000 本/ha とする。

第3 間伐・保育に関する事項(法第10条の5第2項第4号)

間伐及び保育は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法等を次のとおり定める。

1 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表3-1のとおり定める。

表 3-1 保育の標準的な方法

種類	実施林齢及び時期等			
下刈	林齢:10 年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害す			
	る時に実施(作業の省力化・効率化にも留意し、状況に応じて回数			
	の削減や実施期間の短縮を判断)			
	時期:6~7月頃を目安			
つる切り	林齢:つるが繁茂する状況に応じて実施			
	時期:下刈及び除伐時			
除伐	下刈り終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時			
	期			
枝打ち	林齢:枝下直径が 7cm になった時に実施			
	方法: 直径 5~6cm のところまで実施			
	「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施			
	時期:11月~2月上旬頃			
その他	造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置			
	および捕獲等の実施			

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表※1」を利用し、表3-2に示す指針に従って実施する。

表 3-2 間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度 10 分の 8 以上とする。 間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数 (Ry) ※2 を用いるものとし、その値を表 3-4 に定める。 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表 3-5 に定める。
間伐率間伐回数	 間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定める。「新・システム収穫表」による試算の一例を表3-3に示す。 材積による伐採率の上限は35%を標準とする。 おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。
選木の方法	 選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。 保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木などを選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。 VIII齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。
その他	利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進する。地形上、風衝地となり得る場所においては、風倒害に留意して間伐を 行う。

※1「新・システム収穫表」

スギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラムで、エクセルファイルで作成した。(県 農林技術研究所森林・林業研究センター作成) 樹種、林齢、ha 当たり本数、地位、間伐 時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、県ホームページからダウンロードできる。

※2「収量比数 (Ry)」

その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことで、間伐の時期や間伐率を決める時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後1に近づいていく。

表3-3 「新・システム収穫表」による試算の一例

年生	施業	本数 伐採率	伐採後 本数 (本/ha)	伐採後 収量比数 (Ry)	平均胸高 直径 (cm)	伐採材積 (m³/ha)	備考
15	下層間伐	25%	2,061	0.7	10.8	11	
25	下層間伐	36%	1, 318	0.7	15. 1	37	
40	下層間伐	32%	898	0.7	20.6	53	
55	上層間伐	22%	698	0.6	23. 4	90	
70	上層間伐	20%	552	0.6	28.0	103	
90	皆伐	100%			34. 5	462	

※樹種ヒノキ、15年生時立木本数 2,750本/ha、地位Ⅲで初期設定

※長伐期施業とし、90年生を伐期として設定

表 3-4 収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表 3-5 平均的な間伐の実施時期の間隔

1 1 1 1	2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
区分	間伐の実施時期の間隔		
標準伐期齡未満	10年		
標準伐期齢以上	15年		

3 計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林 該当なし

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 (法第10条の5第2項第8号)

1 作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表4-1に定義する。

表 4-1 作業路網の区分と定義

	区分	定義
	林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や 木材生産を進める上での幹線となるもの。
基幹路網	林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車(10t 積程度のトラック)や林業用車両(大型ホイールタイプフォワーダ等)の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
細網部路	森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械(トラックを含む)の走行を予定するもの。

(1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム(車両系又は架線系)を定め、表 4-2 に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表 4-2 作業路網の密度

何 烈 豆 八	作業	路網密度		
傾斜区分	システム		うち基幹路網	
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	110m/ha 以上	30~40m/ha 以上	
中傾斜地	車両系	85m/ha 以上	23~34m/ha 以上	
$(15\sim 30^{\circ})$	架線系	25m/ha 以上		
急傾斜地	車両系	60m〈50m〉/ha 以 上	16∼26m/ha 以上	
(30∼ 35°)	架線系	20m〈15m〉/ha 以 上	10 ~ 2011/ 118 以上	
急 峻 地 (35°~)	架線系	5m/ha 以上	5~15m/ha 以上	

⁽注)「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に係る留意事項

(ア) 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表 4-3 に示す規格(林道規程)を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表 4-3 基幹路網の規格・構造

	区 分	規格 (林道規程)		車道幅員	通行車両	
森林基幹道		第1種 及び	自動車道1級	4.0m		
林道	林 森林管理道	第2種	自動車道2級	3. 0m	一般車両、林業用車両	
	森林施業道	第2種	自動車道3級	2.0m		
林業専用道		第2種	自動車道2級	3. 0m	林業用車両 (10 t 積トラック)	

※第1種:セミトレーラーを設計車両とするもの

※第2種:普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

(イ) 基幹路網の整備計画

該当なし

(ウ) 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

イ 細部路網の整備に関する事項

(ア) 細部路網の作設に係る留意事項

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表 4-4 に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に 則したものとする。

表 4-4 森林作業道の規格

区 分	幅 員	通行車両 (林業用車両)	
森林作業道	全幅員 2.5m以上	車両系林業機械又は小型のトラック	
林你任未但	全幅員 2.5m未満	車両系林業機械(車体幅 2.0m程度)	

(イ)細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、 適正に管理する。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 該当なし

2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 (法第10条の5第2項6号)

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の森林は小規模零細な所有形態が多数を占めており、加えて森林施業の受委託もほとんど行われておらず、効率的な森林施業が困難な状況である。

そこで、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、数十 ha の施業団地とした上で、作業路網の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と実行力のある林業経営体へ委託することを促進し、効率的な森林の経営を図っていく。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して、必要な情報の提供、必要な助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努める。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権原が付与された契約(以下「森林経営委託契約」という。)を締結する必要がある。

なお、すでに、森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、 森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要である ことから、現行の契約内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うもの とする。

- (1) 造林、保育及び伐採に必要な育成権原
- (2) (1)に基づき伐採した木竹の処分権原
- (3) 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の活用については、本市の実情を踏まえ、継続して検討する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 (法第10条の5第2項7号)

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 該当なし
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 該当なし
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 該当なし

第7 その他森林整備に関する必要な事項(法第10条の5第3項第1号から第3号)

1 林業に従事する者の確保及び育成・定着に関する事項

ア 森林技術者の能力の向上

林業経営体等に雇用された技術者について、効率的な木材生産や確実な森林病害虫の防除、松林等の育成を担う森林技術者に育成するため、国の人材育成制度等を利用しながら、経験年数に応じた技術、知識、能力の習得を促す。

イ 効率的な木材生産のためのプランナーの育成

林業経営体の職員に対し、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナーの育成を支援する。

ウ 林業への新規就業促進

林業への就業に関心がある者を対象に、林業の仕事や就業条件などに関する情報の提供、就業支援講習会への参加を促進するとともに、林業経営体に対してインターンシップ等を支援することにより、林業への新規就業を促進する。

エ 森林技術者の就労環境の向上

森林技術者の就労環境の向上を図るため、林業経営体が行う雇用環境の改善や 労働安全の向上に関する取組を支援する。林業従事者の通年雇用化や社会保険の 加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価を 促す。

オ しいたけ生産者の育成

地域のしいたけ生産者の育成を図るために、品質適正表示や認証取得を指導するとともに、生産技術向上のための品評会、消費拡大PR活動などを支援する。 また、新規参入者への研修実施を支援する。

2 林業機械の導入の促進に関する事項

集約的な施業を実施するために、地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表4-5をモデルとする低コスト作業システムの構築を目指す。

また、低コスト作業システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、県や林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していく。

表 4-5 作業システムのモデル

作業 システム	集材距離	目標路網密度	傾斜	伐木	造材	集材
車両系 (フォワ-ダ等、		200m/ha 程度	緩	小小、劝等	小小、劝等	フォワータ*等の車 両
(ノオソーグ 寺、 集材)	\sim 50m	100m/ha∼		チェーンソー	プ゜ロセッサ	フォワータ*等の車 両
架線系 (タワ-ヤ-ダ 等、集材)	~200m	25m/ha∼	急	チェーンソー	プ゚ロセッサ	スインク゛ヤータ゛
	~400m	12.5m/ha∼		チェーンソー	プ゚ロセッサ	タワーヤータ゛
	400m∼	∼12.5m/ha		チェーンソー	プ゜ロセッサ	自走式搬器(集 材機)

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材関連業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の 増加等の取組を関係者が一体となって着実に進める。

Ⅲ 森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第 10 条の 5 第 2 項 9 号及び第 10 号)

第1 森林の病害虫の駆除又は予防の方法等

1 森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法

本市は、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。 特に、松くい虫及びナラ枯れ被害対策については、表 5-1 に示す方針に則って適 切に行うものとする。

なお、森林病害虫等の蔓延防止のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、必要に応じて市長から伐採の促進に関する指導等を行う。

表 5-1 松くい虫等被害対策方針

	次 ロ / 1 / 1/ 2 / 1 単 l				
項目	方針				
松くい虫被害対策	1. 静岡県松くい虫被害対策事業推進計画を受けて本市の松く い虫被害対策自主事業計画を定め、これに基づいた松くい虫 被害対策を実施する。 2. 保全すべき松林の被害跡地には、マツノザイセンチュウに抵				
	2. 保全すべさ松林の被害跡地には、マンノガイセンデュリに払 抗性を有するマツを植栽し、復旧を図る。				
	3. 保全すべき松林の周辺においては、感染源となる被害木駆除を行うとともに計画的に樹種転換を図る。				
	4. 快適環境形成機能の公益的機能を高度に発揮させる必要がある海岸部の保全すべき松林は、薬剤散布及び被害木駆除を行う。				
	5. 地域住民との協働により適正な管理を行い、松林の健全化を図る。				
	6. 保全すべき松林のうち、薬剤散布が困難な箇所については、 樹幹注入等の対策を実施し、保全する。				
ナラ枯れ被害対策	近隣の市で被害が発生していることから市及び地域で被害を 受けやすい樹種の監視に努め、被害の早期発見と初期段階での 適切な防除を推進する。				

2 森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針

本市は、森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病害虫の被害木等の情報収集に努める。

また、地域住民が情報提供しやすいよう、窓口の設置を行う。

第2 鳥獣による森林被害対策の方法

1 鳥獣害防止森林区域の設定

鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域(以下、「鳥獣害防止森林 区域」という。)について、本市では設定なし。

2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域を設定しないため、該当なし。

3 その他鳥獣に関する森林被害対策の方法

近隣の市町ではシカ等による森林被害が増加していることから、鳥獣保護管理法に基づいて県が定める第二種特定鳥獣管理計画に沿って、鳥獣害防止施設の設置等による鳥獣害の防止に努めるものとする。

4 鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、林業施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集に努める。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行う。

第3 林野火災の予防の方法

本市は、林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

- 初期消火器材の配備を進めるとともに、林野火災発生の未然防止に努める。
- 林野火災の危険性が高い、一般やドライバーの入り込む海岸マツ林等においては、タバコ、たき火の後始末の周知を徹底する。
- 林業従事者の火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発する。

第4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の手続き

森林病害虫駆除のために実施する火入れに必要な手続きその他必要な事項を定めた「御前崎市火入れに関する条例」を遵守し、森林法第21条の許可の手続きを行う。

第5 その他必要な事項

1 病害虫の被害対策を実施すべき林分

松くい虫被害対策を実施する森林の区域を表5-2に示す。

表 5-2 松くい虫被害対策区域の所在

区域区分	森林の所在	保全目的
高度公益機能森林	池新田字白砂、塩原新田字海山 合戸字東前・川東・西前・海岸 佐倉字浅根・平場前 白羽字砂原・西浜田・神子・中西・西尾高・薄原 前	飛砂防備
被害拡大防止森林	池新田字白砂・下水神・南水神・八千代・東八千代・南川端 塩原新田字海山、合戸字川東・海岸 佐倉字浅根、白羽字西浜田・中西・西尾高	飛砂防備

地区保全森林	池新田字八千代、塩原新田字海山 合戸字西前、佐倉字浅根、白羽字砂原	飛砂防備
--------	--------------------------------------	------

(注) 詳細な位置については、静岡県松くい虫被害対策事業推進計画又は御前崎市松く い虫被害対策事業推進計画を参照

2 その他必要な事項

本市は、森林病害虫及び山火事等を未然に防止するため森林巡視等を実施するとともに標識等の設置を推進する。

また、台風等による造林木の風倒害が発生している森林の施業については、細心の注意を払って行うよう指導する。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

第1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林を保健機能森林として定め、その森林の区域を表6-1に示す。

表 6-1 保健機能森林の所在

森材	†の所在	森林の林種別面積(ha)					備考	
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	加与
	前崎市森林 画概要図の	23. 26	2. 56	8. 54			12. 16	

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林における施業の方法は、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持・誘導することを基本とし、表 6-2 のとおり定める。

表 6-2 保健機能森林の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	• 間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導します。
	• 伐採に伴う裸地面積の縮小を図ります。
造林	• 周囲の自然林等との調和を図った樹種による早期の再造林に努める。
保育	• 利用者が快適に散策等を楽しめるよう、適度な林内の明るさを維持す
	るため、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。
その他	• 保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進す
	る。
	• 施業は、地域の林業経営体が主体となって行うとともに、森林ボラン
	ティア活動や森林環境教育の場等として多様に活用する。

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

1 森林保健施設の整備

該当なし

2 立木の期待平均樹高

該当なし

第4 その他必要な事項

管理・運営は、自然環境の保全と森林の保全とが両立し、森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制・施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

V その他森林の整備のために必要な事項(法第10条の5第3項第4号)

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導する。

- ・ I の第2の2に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- ・Ⅱの第2の3に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐 後の植栽
- ・Ⅱの第5の3に示す森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意するべき事項及びⅡの第6の3に示す共同して森林施業を実施する上で留意するべき事項
- Ⅲに示す森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域(以下、一体整備相当区域という。)について、表 7-1 に定める。

表 7-1 一体整備相当区域

区域名	林班	区域面積	
全域	1~22林班	1619. 16ha	

第2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市は、市内の森林で生産された木材を使った木工教室や、市内で生産されたしいたけ等の林産物を出品する物産展等を開催する。

また、その作品や記録写真等を市内公共施設に展示するなど、森林資源の活用に対する PR を積極的に行っていく。

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

池新田地区の白砂公園をレクリエーションの場とし、既存の自然環境を活かしながら、市民が気軽に森林に親しむことのできる空間の創出を目標とし、現在の状況を維持管理しながら森林整備の保全を行うこととする。

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行っていく。

1 地域住民参加による取組

- 間伐、下草刈実施等の広報に努める。
- 海岸林における地域主体の清掃活動や抵抗性クロマツ等の植樹など保全活動の実施を推進する。
- 放置竹林を活用した森林整備や保全活動を実施し、資源の再利用を図る。

2 上下流連携による取組

該当なし

第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度の活用について検討中。

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

保安林、自然公園、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施する。また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとする。

2 森林の保全に関して留意すべき事項

森林の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、伐採造林届出制度、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

また、近年頻発する集中豪雨等による水害を防止するために、流域治水の取組と 連携するとともに、流木被害を防止するため、伐採木の適正な処理や渓流域での危 険木の除去等に努める。

3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更にあたっては、次の事項に留意する。

(1)保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、 原則として森林以外の転用は行わないものとする。

(2)保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を考慮し、次の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図る。

- ア 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
- イ 水害を発生させるおそれがないこと
- ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと
- エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

(3) その他の事項

太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、事業者に対し、地域住民の理解を得るための取組の実施等を行うよう配慮させることとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和 36 年法律第 191 号) に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森 林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けると ともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運 用する。

4 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

池新田・高松・佐倉・白羽・御前崎地区の松林については、防潮・防砂の役割が 大きいことから、その保全に努めるものとする。

さらに、高松・白羽地区の風致保安林については、地域住民の憩いの場となっていることから、地域環境保全のための整備に努める。

5 公有林の整備に関する事項

本市における公有林のほとんどが海岸防災林で財産区有林が70%を占めている。 この公有林の地元保全林管理組合と連携し、森林の公益的機能の維持に必要な枯損 木の伐倒、不良木の除去や植樹・保育等の整備を実施する。

6 良好な森林景観の形成に関する事項

県指定文化財の天然記念物、比木賀茂神社の社叢や名勝、桜ヶ池周辺森林は、豊かな自然環境の保全に配慮した景観形成を図る。